

## 国家税務総局公告 2017年第37号

### 非居住者企業の所得源泉税の納付に関する公告

中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室

2017年10月17日、国家税務総局は「非居住者企業所得税源泉徴収に関連する問題についての公告」(国家税務総局公告 2017年第37号、以下「本公告」)を公布しました。非居住者企業の所得源泉税徴収に関連する問題に対する指導原則、実務手続をさらに明確化し、税務に関する企業の手続負担を軽減することを目的としています。

#### 1. 政策の背景

2009年1月、国家税務総局が「非居住者企業の所得税源泉徴収管理暫定弁法」(国税発[2009]3号、以下「3号弁法」)を公布し、従来の「企業所得税法」における、非居住者企業の所得源泉税徴収管理に関わる問題を明確化しました。

#### 【図表1】3号弁法の概要

1	所得税源泉徴収の契約備案(届出)制度を初めて規定。源泉税納付義務者は非居住者企業と契約した、本弁法の第3条で規定した所得に関連する業務契約の都度、契約(修正・補充・契約延長を含む)に署名した日より30日以内に、主管税務機関に「納税企業所得税契約備案登記表」、契約のコピー、関連資料を提出しなければならない
2	源泉税納付義務者は代理納税の都度、主管税務機関に「中華人民共和国企業所得税納税報告表」および関連資料を提出し、あわせて代納の日から7日以内に国庫に納入しなければならない
3	持分譲渡取引において、双方が非居住者企業、かつ域外での取引であった場合、所得を得た非居住者企業自ら、あるいは委託代理人が持分譲渡を受ける中国内企業の所在地の主管税務機関に対し、申告納税する。持分譲渡を受ける中国内企業は、税務機関による非居住者企業からの税徴収に協力しなければならない

本公告は、3号弁法により適用された実務において見受けられる不明確な点を解決すべく、3号弁法を基礎とし、非居住者企業の源泉徴収管理を更に改正するものです。持分譲渡に関連するコスト計算、換算レート、納税期限等の実務における問題を明確化しました。また、3号弁法を含めた関連規制の一部廃止についても発表しています。

## 2. 政策の内容

本公告において、主に以下4点が明確化されました。以下の内容は、国家税務総局が公布した公式解釈に基づくものです。

【図表2】本公告による変更点のポイント

1	源泉税納付義務者の契約書備案(届出)要求の取消
2	株式配当などに対する源泉税納付義務発生時点が、実際の支払日であることを明確化
3	税金納付額算出に際して、適用される為替レート of 明確化
4	持分譲渡に際して適用される為替換算制度の修正

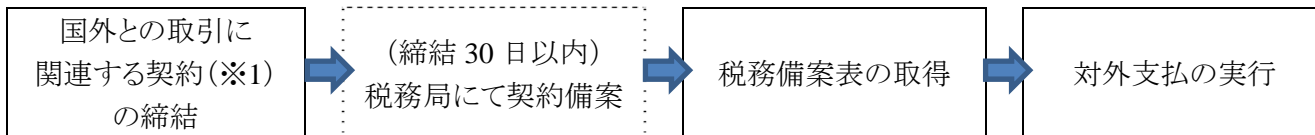
### ポイント① 源泉税納付義務者の契約書備案要求の取消

3号弁法の規定によれば、源泉税納付義務者は契約締結日(あるいは修正日)より30日以内に契約備案を行わなければならないとされていました。今回の3号弁法の廃止により、源泉税納付義務者から税務局への「納付企業所得税契約備案登記表」の提出は不要となり、源泉税納付義務者の納税プロセスが簡素化されました。また、従来は税務備案表を取得する前に必ず源泉税を納付しなければなりませんでした。本公告の公布により、実際の源泉徴収義務発生後に納税することも可能となり、代理納税人の手続負担が軽減されました。

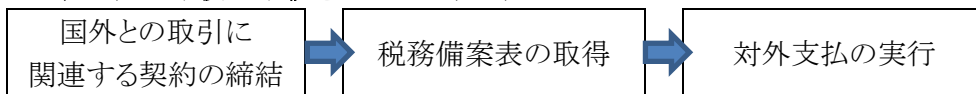
本公告公布前後のプロセスの比較は図表3をご参照ください。

【図表3 対外支払までのプロセス】

#### <本公告公布前の手続きフロー>



#### <本公告公布後の手続きフロー> (※2)



※1 非居住者企業が中国域内において取得した株式利子、利益配当などの権益性投資収益及びその利子、賃金、ロイヤリティ、財産譲渡より取得した所得及びその他所得にかかわる契約が含まれる

※2 本フローは本公告の内容に基づき作成したものであり、実務上の運用は当局の指導に従う必要があります

### ポイント② 株式配当などに対する源泉税納付義務の発生時点を実際の支払日に

「非居住者企業所得税管理に関する若干の問題についての公告」(国家税務総局公告2011年第24号)の規定においては、中国国内の居住者企業が中国国内に機構あるいは場所を設立していない非居住者企業に対して、配当など権益性投資収益を分配する場合、利益配当の決定日に所得源泉税を納付するよう規定していました。実際の支払日が利益配当の決定日より早い場合、実際の支払時に、企業所得税を代理源泉徴収しなければなりません。

本公告の公布によって当該項目は廃止され、配当などの源泉税納付義務発生時点を「実際の支払日」と定義し、実際の支払日から7日間以内に所得源泉税を納付しなければなりません。これによって、源泉徴収義務人の事務負担が軽減され、関連資料の準備も余裕をもって行えるようになりました。

ポイント③ 税金納付額算出に際して、適用される為替レートの明確化

3号弁法に基づき、源泉徴収義務人が対外支払する通貨が人民元以外の外貨である場合、企業所得税を申告して納付する際、納付当日に発表される人民元レートの間値に基づき、人民元建てで納税所得額を計算することとしていました。本公告では、適用する為替レートが「納付義務発生日」の人民元為替レートの間値を用いて外貨換算することを再度明確化しています。また、例外として、以下の状況においては異なる時点の為替レートが適用される旨も定めています。

- ▶ 非居住者企業が、主管税務機関が納付を命じた期限より前に自ら税金を申告し、所得を外貨換算する場合、「税金徴収書が記入・発行される前日」の人民元為替レート中間値で換算する
- ▶ 主管税務機関が期限を設定し納付を命じた場合、「主管税務機関が期限内納付を命じる決定をした日の前日」の人民元レート中間値で換算する

ポイント④ 持分譲渡に際して適用される為替換算制度の修正

本公告によれば、財産譲渡収入或いは財産のネット価値が人民元以外の通貨で計算される場合、(1)源泉徴収義務者が税金を納付するケース、(2)納税者が自ら所得を申告し、税金納付するケース、(3)主管税務機関より期限前に税金納付が命じられるケースの3つのケースに分けられ、外貨の金額を本公告第四条の規定に基づいた時点の換算レートで人民元に換算した後、企業所得税法 第十九条第二項目及びその関連規定に基づき非居住者企業の財産譲渡所得の納税所得額を計算すると定めています。

### 3. 企業への影響

本公告の公布により、契約の備案・税金の事前納付の取消、提出すべき報告文書などの簡素化が実現されており、企業の税金納付手続にかかる事務負担が軽減されています。また、関連するレート換算や、納税義務発生日等、実務上発生している問題点の明確化、遅延金の罰則条件の緩和なども進んでいます。実務上は、サービス貿易の外貨建て対外送金を行う際、「サービス貿易などの項目にかかわる対外支払の税務備案問題に関する公告」(国家税務総局 国家外貨管理局公告 2013年第40号公告)に基づき、税務備案表を提出する必要があり、本公告において明確化された税務備案表申請・取得、対外送金までのプロセスの変更には留意が必要です。引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>国家税务总局关于非居民企业所得税源泉扣缴有关问题的公告 国家税务总局公告 2017 年第 37 号</p> <p>按照《国家税务总局关于进一步深化税务系统“放管服”改革优化税收环境的若干意见》(税总发[2017]101 号)的安排,根据《中华人民共和国企业所得税法》(以下简称“企业所得税法”)及其实施条例、《中华人民共和国税收征收管理法》及其实施细则的有关规定,现就非居民企业所得税源泉扣缴有关问题公告如下:</p> <p>一、依照企业所得税法第三十七条、第三十九条和第四十条规定办理非居民企业所得税源泉扣缴相关事项,适用本公告。与执行企业所得税法第三十八条规定相关的事项不适用本公告。</p> <p>二、企业所得税法实施条例第一百零四条规定的支付人自行委托代理人或指定其他第三方代为支付相关款项,或者因担保合同或法律规定等原因由第三方保证人或担保人支付相关款项的,仍由委托人、指定人或被保证人、被担保人承担扣缴义务。</p> <p>三、企业所得税法第十九条第二项规定的转让财产所得包含股权转让等权益性投资资产(以下简称“股权”)所得。股权转让收入减除股权净值后的余额为股权转让所得应纳税所得额。</p> <p>股权转让收入是指股权转让人转让股权所收取的对价,包括货币形式和非货币形式的各种收入。</p> <p>股权净值是指取得该股权的计税基础。股权的计税基础是股权转让人投资入股时向中国居民企业实际支付的出资成本,或购买该项股权时向该股权的原转让人实际支付的股权受让成本。股权在持有期间发生减值或者增值,按照国务院财政、税务主管部门规定可以确认损益的,股权净值应进行相应调</p>	<p>非居住者企業の所得税源泉徴収に関する問題についての公告 国家税務総局公告2017年第37号</p> <p>「国家税務総局 税務システムの『放・管・服』(手続きの簡素化・管理の強化・行政サービスの向上)改革の深化、税収環境の最適化を進めることに関する若干意見」(税総発[2017]101号)のアレンジに沿って、「中華人民共和国 企業所得税法」(以下「企業所得税法」)及びその实施条例、「中華人民共和国 税収徴収管理法」及びその実施細則の関連規定に基づき、非居住者企業所得税の源泉徴収に関する問題についての公告を以下の通り公告する</p> <p>一、企業所得税法第三十七条、第三十九条及び第四十条の規定に照らして、非居住者企業の所得税源泉徴収に関連する事項の手續に、本公告を適用する。企業所得税法の第三十八条に規定する関連事項には、本公告を適用しない。</p> <p>二、企業所得税法实施条例の第百四条に規定されている、支払人が自ら代理人、あるいはその他第三者に支払を委託する場合、あるいは保証契約や法律規定などの原因で第三者保証人、又は保証人より支払う場合、委託人や指定人あるいは被保証人、被担保人が源泉徴収義務を引き受ける。</p> <p>三、企業所得税法の第十九条第二項により規定される譲渡財産所得には持分譲渡等、権益性の投資資産(以下、持分)が含まれる。持分譲渡収入から、持分ネット価値を差し引いた後の金額が持分譲渡所得の納税所得額となる。</p> <p>持分譲渡収入とは持分譲渡人が持分を譲渡することによって取得した対価を指し、貨幣形式及び非貨幣形式の各種収入を含む。</p> <p>持分のネット価値とは、当該持分を取得する税計算の基礎を指す。持分の税計算基礎は持分譲渡人が投資して株式を購入した際に中国居住者企業向けに実際に支払った出資コスト、あるいは当該持分を買取する際に、当該持分の本来の譲渡者が実際に支払った持分譲渡コストを指す。持分の保有期間中に価値の減少、または増加が発生した場合、国务院財政、税務主管部门の規定に基づいて損益が</p>

整。企业在计算股权转让所得时，不得扣除被投资企业未分配利润等股东留存收益中按该项股权所可能分配的金额。

多次投资或收购的同项股权被部分转让的，从该项股权全部成本中按照转让比例计算确定被转让股权对应的成本。

四、扣缴义务人支付或者到期应支付的款项以人民币以外的货币支付或计价的，分别按以下情形进行外币折算：

(一)扣缴义务人扣缴企业所得税的，应当按照扣缴义务发生之日人民币汇率中间价折合成人民币，计算非居民企业应纳税所得额。扣缴义务发生之日为相关款项实际支付或者到期应支付之日。

(二)取得收入的非居民企业在主管税务机关责令限期缴纳税款前自行申报缴纳应源泉扣缴税款的，应当按照填开税收缴款书之日前一日人民币汇率中间价折合成人民币，计算非居民企业应纳税所得额。

(三)主管税务机关责令取得收入的非居民企业限期缴纳应源泉扣缴税款的，应当按照主管税务机关作出限期缴税决定之日前一日人民币汇率中间价折合成人民币，计算非居民企业应纳税所得额。

五、财产转让收入或财产净值以人民币以外的货币计价的，分扣缴义务人扣缴税款、纳税人自行申报缴纳税款和主管税务机关责令限期缴纳税款三种情形，先将以非人民币计价项目金额比照本公告第四条规定折合成人民币金额；再按企业所得税法第十九条第二项及相关规定计算非居民企业财产转让所得应纳税所得额。

财产净值或财产转让收入的计价货币按照取得或转让财产时实际支付或收取的计价币种确定。原计价币种停止流通并启用新币种的，按照新旧货币市场转换比例转换为新币种后进行计算。

確認できれば、持分のネット価値を相応に調整することができる。企業は持分譲渡所得を計算する際、投資された企業の未配当利益など、株主が当該持分に有する取得可能な収益を控除してはならない。

複数回の投資、あるいは買い取られる持分が部分的に譲渡される場合、当該持分の全てのコストの中から、譲渡比率に応じて譲渡持分に対応するコストを計算し確定する。

四、源泉徴収義務者の支払、あるいは期限到来の支払項目が人民币以外の通貨で支払、あるいは計算される場合、以下の状況に分けて外貨に換算する

(一)源泉納付義務者が企業所得税を払う際、納付義務の発生日当日の人民币レートで人民币を換算し、非居住者企業が納税すべき所得額を計算する。源泉徴収義務の発生日は関連税金の実際の支払日、あるいは支払の期限到来日とする。

(二)収入を得た非居住者企業は主管税務機関より期限内の税金納付を命じられる前に、自ら源泉徴収税を申告納税した場合、税金徴収書発行日の前日の人民币レート中間値で人民币換算し、非居住者企業の納税すべき所得額を計算する。

(三)主管税務機関が収入を得た非居住者企業に期限内の源泉徴収税の納付を命じた場合、主管税務機関が期限内の納税を命じることを決定した日の前日の人民币レート中間値で人民币換算し、非居住者企業の納付すべき所得額を計算する。

五、財産譲渡収入、あるいは財産ネット価値が人民币以外の通貨で計算されている場合、源泉徴収義務者の源泉徴収税と、納税者が自ら申告納税する税金、主管税務機関が期限内の納付を命じた税金の3種類の状況に分けられる。まず、人民币ではない通貨で計算された金額を、本公告の第四条の規定に基づいて人民币金額に換算し、その後、企業所得税法第十九条第二項、および関連規定に基づいて非居住者企業財産譲渡所得の納税すべき所得額を計算する。

財産ネット価値あるいは財産譲渡収入の通貨計算は、財産の取得あるいは譲渡時に実際に支払った額、あるいは受け取った通貨により確定する。従来の通貨が流通を停止し、新たな通貨となっている場合、新旧の通貨市場の交換比率に基づいて、新たな通貨によって計算を行う。

六、扣缴义务人与非居民企业签订与企业所得税法第三条第三款规定的所得有关的业务合同时，凡合同中约定由扣缴义务人实际承担应纳税款的，应将非居民企业取得的不含税所得换算为含税所得计算并解缴应扣税款。

七、扣缴义务人应当自扣缴义务发生之日起7日内向扣缴义务人所在地主管税务机关申报和解缴代扣税款。扣缴义务人发生到期应支付而未支付情形，应按照国家税务总局关于非居民企业所得税管理若干问题的公告》(国家税务总局公告2011年第24号)第一条规定进行税务处理。

非居民企业取得应源泉扣缴的所得为股息、红利等权益性投资收益的，相关应纳税款扣缴义务发生之日为股息、红利等权益性投资收益实际支付之日。

非居民企业采取分期收款方式取得应源泉扣缴所得税的同一项转让财产所得的，其分期收取的款项可先视为收回以前投资财产的成本，待成本全部收回后，再计算并扣缴应扣税款。

八、扣缴义务人在申报和解缴应扣税款时，应填报《中华人民共和国扣缴企业所得税申报表》。

扣缴义务人可以在申报和解缴应扣税款前报送有关申报资料；已经报送的，在申报时不再重复报送。

九、按照企业所得税法第三十七条规定应当扣缴的所得税，扣缴义务人未依法扣缴或者无法履行扣缴义务的，取得所得的非居民企业应当按照企业所得税法第三十九条规定，向所得发生地主管税务机关申报缴纳未扣缴税款，并填报《中华人民共和国扣缴企业所得税申报表》。

非居民企业未按照企业所得税法第三十九条规定申报缴纳税款的，税务机关可以责令限期缴纳，非居民企业应当按照税务机关确定的期限申报缴纳税款；非居民企业在税务机关责令限期缴纳前自行申报缴纳税款的，视为已按期缴纳税款。

六、源泉徴収義務者と非居住者企業が、企業所得税法第三条第三項に規定される所得と関連する業務契約を締結した際、契約の約定で、源泉徴収義務者が実際の納税義務を引き受ける場合、非居住者企業が得た、税金を含まない所得を税込の所得に換算し、控除すべき税金を計算する。

七、源泉徴収義務者は、源泉徴収義務の発生日より7日以内に源泉徴収義務者の所在地の主管税务机关に対し、申告・代理納税する。源泉徴収義務者は、支払うべき期限が到来した後も支払を行っていない場合、国家税務総局「非居住者企業所得税管理の若干の問題についての公告」(国家税務総局公告2011年第24号)の第一条の規定に基づいて税務処理を行う。

非居住者企業が得た、源泉徴収を受けるべき所得が配当などの権益性投資の収益である場合、その関連する納税義務の発生日は配当など権益性投資収益の実際の支払日とする。

非居住者企業が、分割して所得税の源泉徴収を受けるべき同一項目の譲渡財産を取得する場合、その分割受取の額を以前の投資財産のコストと見做すことができ、コストをすべて回収するのを待ち、再度源泉徴収を受ける税額を計算することができる。

八、源泉税納付義務者が、税金を申告し納税する際、「中華人民共和国 企業所得税源泉徴収報告表」に記入し報告しなければならない。

源泉税納付義務者は源泉税の申告・納付前に、関連する申告資料を提出することができる。既に提出している場合、申告時に再度提出する必要はない。

九、企業所得税法第三十七条の規定に基づき、所得税の源泉税を納付する必要があるが、源泉税納付義務者が法に則った納税をしていない、あるいは納付義務を履行できない場合、所得を得た非居住者企業が、企業所得税法第三十九条の規定に基づき、所得が発生した地域の主管税务机关に納付していない源泉税を納付し、「中華人民共和国 企業所得税源泉徴収報告表」に記入、報告しなければならない。

非居住者企業が企業所得税法第三十九条の規定に基づいて所得税を申告・納付していない場合、税務機関は期限内の納付を命じることができる。非居住者企業は税務機関が確定した期限に基づいて税金を申告・納付しなければならない。非居住者企業は税務機関が納付を命じた期限前に自ら申告して納付した場合、期間通りに税金を納付したと

十、非居民企业取得的同一项所得在境内存在多个所得发生地，涉及多个主管税务机关的，在按照企业所得税法第三十九条规定自行申报缴纳未扣缴税款时，可以选择一地办理本公告第九条规定的申报缴税事宜。受理申报地主管税务机关应在受理申报后5个工作日内，向扣缴义务人所在地和同一项所得其他发生地主管税务机关发送《非居民企业税务事项联络函》(见附件)，告知非居民企业涉税事项。

十一、主管税务机关可以要求纳税人、扣缴义务人和其他知晓情况的相关方提供与应扣缴税款有关的合同和其他相关资料。扣缴义务人应当设立代扣代缴税款账簿和合同资料档案，准确记录非居民企业所得税扣缴情况。

十二、按照企业所得税法第三十七条规定应当扣缴的税款，扣缴义务人应扣未扣的，由扣缴义务人所在地主管税务机关依照《中华人民共和国行政处罚法》第二十三条规定责令扣缴义务人补扣税款，并依法追究扣缴义务人责任；需要向纳税人追缴税款的，由所得发生地主管税务机关依法执行。扣缴义务人所在地与所得发生地不一致的，负责追缴税款的所得发生地主管税务机关应通过扣缴义务人所在地主管税务机关核实有关情况；扣缴义务人所在地主管税务机关应当自确定应纳税款未依法扣缴之日起5个工作日内，向所得发生地主管税务机关发送《非居民企业税务事项联络函》，告知非居民企业涉税事项。

十三、主管税务机关在按照本公告第十二条规定追缴非居民企业应纳税款时，可以采取以下措施：

(一) 责令该非居民企业限期申报缴纳应纳税款。

(二) 收集、查实该非居民企业在中国境内其他收入项目及其支付人的相关信息，并向该其他项目支付人发出《税务事项通知书》，

见做す。

十、非居住者企業が同一項目の所得において、多数の所得発生地が存在し、多数の主管税務機関が関わる場合、企業所得税法第三十九条の規定に基づいて、未払の税金を自ら申告・納付する際、一つの場所を選択して、本公告第九条に規定している納税申告を行うことができる。申告を受理した主管税務機関は、申告を受理してから5営業日以内に、源泉税納付義務者の所在地と、同一項目の所得のその他発生地の主管税務機関に「非居住者企業税務事項連絡書」(添付資料参照)を送付し、非居住者企業の税収事項を告知しなければならない。

十一、主管税務機関は納税人や源泉税納付義務者、及びその他状況を知る関連者に源泉税納付に関連する契約、その他関連資料の提供を要求することができる。源泉税納付義務者は代理納付税金の帳簿と契約資料のファイルを設置し、非居住者企業の所得税納付状況を正確に記録しなければならない。

十二、企業所得税法第三十七条の規定に基づいて、源泉税納付の必要があり、源泉税納付義務者が未払である場合、源泉税納付義務者の所在地主管税务机关は「中華人民共和国 行政処罰法」第二十三条の規定に基づき、源泉税納付義務者に税金支払を命じることができ、あわせて源泉税納付義務者の責任を法に則って追及することができる。納税者に税金を追徴する場合、所得発生地の主管税務機関より法に則って執行する。源泉税納付義務者の所在地と所得発生地が異なる場合、税金を追徴する所得発生地の主管税務機関が源泉税納付義務者の所在地主管税务机关を通じて、関連の状況を確認しなければならない。源泉税納付義務者の所在地税務機関は、納税すべき税金の未払が確定した日より、5営業日以内に所得発生地の主管税務機関に「非居住者企業税務事項連絡書」を送付し、非居住者企業の税務事項を告知しなければならない。

十三、主管税務機関は本公告の第十二条の規定に基づいて非居住者企業に納税を追徴する場合、以下の措置をとることができる。

(一) 当該非居住者企業に期限内に納付すべき税金を申告するよう命じる

(二) 非居住者企業の中国域内におけるその他収入、及びその支払人の関連情報を収集、調査し、あわせてその他項目の支払人に「税務事項通知書」を発行し、当該非居住者

从该非居民企业其他收入项目款项中依照法定程序追缴欠缴税款及应缴的滞纳金。

其他项目支付人所在地与未扣税所得发生地不一致的,其他项目支付人所在地主管税务机关应给予配合和协助。

十四、按照本公告规定应当源泉扣缴税款的款项已经由扣缴义务人实际支付,但未在规定的期限内解缴应扣税款,并具有以下情形之一的,应作为税款已扣但未解缴情形,按照有关法律、行政法规规定处理:

- (一)扣缴义务人已明确告知收款人已代扣税款的;
- (二)已在财务会计处理中单独列示应扣税款的;
- (三)已在其纳税申报中单独扣除或开始单独摊销扣除应扣税款的;
- (四)其他证据证明已代扣税款的。

除前款规定情形外,按本公告规定应该源泉扣缴的税款未在规定的期限内解缴入库的,均作为应扣未扣税款情形,按照有关法律、行政法规规定处理。

十五、本公告与税收协定及其相关规定不一致的,按照税收协定及其相关规定执行。

十六、扣缴义务人所在地主管税务机关为扣缴义务人所得税主管税务机关。

对企业所得税法实施条例第七条规定的不同所得,所得发生地主管税务机关按以下原则确定:

- (一)不动产转让所得,为不动产所在地国税机关。
- (二)权益性投资资产转让所得,为被投资企业的所得税主管税务机关。
- (三)股息、红利等权益性投资所得,为分配所得企业的所得税主管税务机关。
- (四)利息所得、租金所得、特许权使用费所得,为负担、支付所得的单位或个人的所得税主管税务机关。

企業のその他収入項目から、法定のプロセスを経て、未納の税金、および滞納金を追徴する

その他項目の支払者の所在地と未払の税金の所得発生地が異なる場合、その他項目の支払者の所在地主管税务机关が協力しなければならない。

十四、本公告の規定に基づいて、源泉徴収されるべき税金が既に源泉税納付義務者によって実際に支払われているが、規定されている期限内に税金を納付しておらず、且つ以下の状況に該当する場合、税金は既に控除されているものの、未払であると見做され、関連法律または行政法律規定に基づいて処理する

- (一)源泉徴収義務者が既に受取人に税金納付を明らかに告知した場合
- (二)既に財務会計処理において納付すべき税金を単独でリストアップしている場合
- (三)既にその納税申告において、単独で控除、あるいは分割で控除している場合
- (四)その他証拠で税金納付済であることを証明できる場合

上記で規定されている状況以外で、本公告の規定に基づいて当該の源泉徴収されるべき税金が規定の期限内に納付、入庫されない場合、すべて、税金の未払の状況として見做され、関連法律、行政法規の規定に基づいて処理される。

十五、本公告と税收協定及びその関連規定との間に不一致がある場合、税收協定及びその関連規定に基づいて執行する。

十六、源泉納付義務者の所在地主管税务机关は源泉納付義務者の所得税の主管税务机关とする。

企業所得税法实施条例の第七条に規定される異なる所得に対し、所得発生地の主管税务机关は以下の原則に基づいて確定する

- (一)不動産譲渡による所得は、不動産の所在地の国税機関を主管税务机关とする。
- (二)権益性投資資産の譲渡による所得は、被投資企業の所得税主管税务机关を主管税务机关とする。
- (三)配当等権益性投資による所得は、所得を支払う企業の所得税主管税务机关を主管税务机关とする。
- (四)利息所得、リース料所得、特許権使用費の所得であれば、所得を負担もしくは支払う単位あるいは個人の所得税主管税务机关を主管税务机关とする。



十七、本公告自2017年12月1日起施行。本公告第七条第二款和第三款、第九条第二款可以适用于在本公告施行前已经发生但未处理的所得。下列规定自2017年12月1日起废止：

(一)《国家税务总局关于印发〈非居民企业所得税源泉扣缴管理暂行办法〉的通知》(国税发〔2009〕3号)。

(二)《国家税务总局关于进一步加强非居民税收管理工作的通知》(国税发〔2009〕32号)第二条第(三)项中的以下表述：

“各地应按照《国家税务总局关于印发〈非居民企业所得税源泉扣缴管理暂行办法〉的通知》(国税发〔2009〕3号)规定，落实扣缴登记和合同备案制度，辅导扣缴义务人及时准确扣缴应纳税款，建立管理台账和管理档案，追缴漏税”。

(三)《国家税务总局关于加强税种征管促进堵漏增收的若干意见》(国税发〔2009〕85号)第四条第(二)项第3目中以下表述：

“按照《国家税务总局关于印发〈非居民企业所得税源泉扣缴管理暂行办法〉的通知》(国税发〔2009〕3号)规定，落实扣缴登记和合同备案制度，辅导扣缴义务人及时准确扣缴应纳税款，建立管理台账和管理档案”。

(四)《国家税务总局关于加强非居民企业股权转让所得企业所得税管理的通知》(国税函〔2009〕698号)。

(五)《国家税务总局关于印发〈非居民企业税收协同管理办法(试行)〉的通知》(国税发〔2010〕119号)第九条。

(六)《国家税务总局关于发布〈企业重组业务企业所得税管理办法〉的公告》(国家税务总局公告2010年第4号)第三十六条。

(七)《国家税务总局关于非居民企业所得税管理若干问题的公告》(国家税务总局公告2011年第24号)第五条和第六条。

十七、本公告は2017年12月1日より施行する。本公告の第七条第二項と第三項、第九条の第二項は本公告の施行前に発生し処理されていない所得にも適用することができる。以下の規定は2017年12月1日より廃止する。

(一)「国家税務総局『非居住者企業所得税源泉徴収管理暫定弁法』を公布することについての通知」(国税発〔2009〕3号)

(二)「国家税務総局非居住者税収管理業務をさらに強化することに関する通知」(国税発〔2009〕32号)第二条第(三)項の以下記述

各地は「国家税務総局『非居住者企業所得税源泉徴収管理暫定弁法』を公布することに関する通知」(国税発〔2009〕3号)の規定に基づき、税金納付の登記及び契約備案制度を実施し、源泉徴収義務者が遅滞無く納付すべき税金を正確に納付するよう補助し、管理台帳及び管理ファイルを確立し、税金の未払を追徴する。

(三)「国家税務総局 税種徴収を強化し脱税行為を回避して増収を促進することに関する若干意见」(国税発〔2009〕85号)第四条第(二)項第3目の以下記述

「国家税務総局『非居住者企業所得税源泉徴収管理暫定弁法』の公布に関する通知」(国税発〔2009〕3号)の規定に基づき、税金納付の登記と契約備案制度を実施し、源泉徴収義務者が遅滞無く納付すべき税金を正確に納付することを補助し、管理台帳及び管理ファイルを確立する。

(四)「国家税務総局 非居住者企業の持分譲渡所得企業所得税管理を強化することに関する通知」(国税函〔2009〕698号)

(五)「国家税務総局『非居住者企業税収協同管理弁法(試行)』を公布することに関する通知」(国税発〔2010〕119号)第九条。

(六)「国家税務総局『企業再編業務企業所得税管理弁法』を公布することに関する公告」(国家税務総局公告2010年第4号)第三十六条。

(七)「国家税務総局 非居住者企業所得税管理の若干問題に関する公告」(国家税務総局公告2011年第24号)第五条と第六条。

<p>(八)《国家税务总局关于发布〈非居民企业从事国际运输业务税收管理暂行办法〉的公告》(国家税务总局公告2014年第37号)第二条第三款中以下表述: “和《国家税务总局关于印发〈非居民企业所得税源泉扣缴管理暂行办法〉的通知》(国税发[2009]3号)”。</p> <p>(九)《国家税务总局关于非居民企业间接转让财产企业所得税若干问题的公告》(国家税务总局公告2015年第7号)第八条第二款。</p> <p>特此公告。</p>	<p>(八)「国家税務総局『国際運輸業務に従事する非居住者企業の税収管理暫定弁法』を公布することに関する公告」(国家税務総局公告2014年第37号)第二条第三項における以下記述 「国家税務総局『非居住者企業所得税源泉徴収管理暫定弁法』の印発に関する通知」(国税発[2009]3号)</p> <p>(九)「国家税務総局 非居住者企業間の財産の間接譲渡の企業所得税に関する若干問題についての公告」(国家税務総局公告2015年第7号)第八条第二項。</p> <p>ここに公告する。</p>
--	---

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国投資銀行部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様ご自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、弊行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国投資銀行部 中国ビジネスソリューション室